

## 葛飾マンションビラ配布弾圧事件について

### 最高裁での弁論の実施と無罪判決を求める決議

現在、最高裁第二小法廷に「葛飾マンションビラ配布弾圧事件」が係属中である。

同事件は、東京都葛飾区内のマンションの各戸ドアポストに、議会報告文書等を投函する目的でマンション内に立ち入った荒川庸生氏の行為が住居侵入罪に該当するとして、逮捕され、20日間にわたる身柄拘束の末に起訴された事件である。

第一審の東京地裁刑事第12部は、2006年8月28日、業者による日常的なポスティングが平穏に行われている社会実態を踏まえ、さらには当該マンションにおける現実のビラ投函実態を証拠に基づいて認定した上で、マンション共用部分に立ち入って行われた本件ポスティング行為について刑事処罰の対象とする社会通念は確立していないとして、無罪判決を言い渡した。

しかし、東京高裁第6刑事部は、2007年12月11日、第一審の認定した事実の多くを黙殺し、住居侵入罪の「侵入」解釈なども明白にしないまま第一審無罪判決の示した社会通念を論難することに終始し、表現の自由といえども他人の財産権・管理権等を侵害することは許されないとして逆転有罪判決を言い渡した。これは、一方でポスティングの重要性を直視せず、他方で本件での財産権・管理権等の侵害状況を具体的に明示することなく形式論理によって結論を下したものであって、判決と呼ぶに値しないものである。

最高裁第二小法廷は、葛飾事件同様、言論表現の自由に対する重大な制約が問題となった公選法大石事件や立川反戦ビラ入れ事件について、いずれも弁論を開き審理を尽くすことなく不当な高裁判決を追認する姿勢を示している。また、昨今、東京地裁においても、国家公務員の私生活における政治的ビラの配布行為について国家公務員法違反で起訴された国公法堀越事件及び世田谷国公法事件の両事件において有罪判決が下されているが、いずれも30年以上前の、しかも、極めて批判の強い最高裁猿払判決を無批判に踏襲し、法と良心のみに従って判断すべき裁判所としての職責を放棄している。

これ以上、言論・表現の自由に対する政治的刑事弾圧を、裁判所が容認し、権力による言論・表現の自由の侵害に「お墨付き」を与え続ければ、司法権の存在意義を失わしめかねない。

本件は社会的に広汎に行われているポスティングの自由に対する規制の問題であり、その根底には民主主義社会の根幹に関わる言論表現の自由が存する。

自由法曹団は、かかる葛飾事件において、最高裁が弁論を再開して公正な審理を尽くし、高裁の不当判決を破棄して無罪判決を言い渡すこと強く要求する。

2008年10月20日

自由法曹団2008年福島・穴原温泉総会